

安全・適正就業委員会だより

■ 当センターにおける事故発生状況

令和元年6月1日～8月31日

安全・適正就業委員会は、安全・適正就業パトロールおよび安全講習会等を通じ、就業時および就業途上での事故防止の取組みを行っておりますが、残念ながら6件の事故が起きました。今年度累計発生数は6件です。

万一事故に遭ったときは、すぐにセンターに連絡をし、その指示に従って対処してください。

また事故後速やかにセンターの所定用紙で「事故連絡票」の提出を行ってください。所定用紙はセンターにあります。ホームページから出力して印刷することもできます。

- ・ 除草作業：学校中庭除草作業中、駐車してあった教員の軽乗用車の左後部ガラスに飛び石が当たり、ガラスが破損した。（6月5日）
- ・ 屋外軽作業：車両で左折して踏切を渡る時に、車両左側が踏切遮断機の鉄の防護柵に接触、車両左側に傷がついた。防護柵の損壊はなかった。会員にケガはなく、歩行者はいなかった。（6月21日）
- ・ 除草作業：緑地帯除草作業中、フェンス（高さ1.8m）にブルーシートを掛けて養生をしていたのだが、民家2階の灯り取り窓（60×100cm）に飛び石が当たり、破損した。（7月8日）
- ・ 除草作業：草刈機を手に持ち上げた時、足元に段差があることに気づかず、その窪みに左足を取られて転び、負傷した。（7月8日）
- ・ 剪定作業：一般家庭の庭の刈込み作業中に蜂が飛んできて刺された。（7月12日）
- ・ 剪定作業：就業途上、会員運転の軽トラック左側面に、交差点左から走行してきた普通乗用車が衝突。はずみで軽トラックが横転、側面が凹み、普通乗用車は前方を大破した。双方とも軽傷。（7月23日）



■ 全国における事故発生状況

平成30年度

（1）就業中の事故

就業中の事故の59%が、「墜落・転落」であり、毎年度高い割合で推移しています。植木剪定、樹木伐採等における墜落・転落の事故が16件と突出していますが、その他の作業中においても6件発生しています。これらの事故は、不注意、油断などが主な原因と思われます。

次いで「転倒等」が5件と昨年と同じ件数となっています。安全帽の着用が義務ではない作業もありますが、転倒による頭部の強打は致命的なことが多く、安全帽さえ着用していればと悔やまれるケースも多発しましたので、可能な限り、安全帽の着用をお願いしたいと思います。

また、作業中ではなく、作業の準備や後片づけの最中の事故も散見されます。作業が始まる前や後片づけの最後まで気を抜かないようにしてください。

（2）就業途上の事故

就業途上の重篤事故は、交通手段別にみると、自転車での事故が6件、徒歩が5件、バイク3件、自動車2件となっており、昨年に続き自転車による事故がいちばん多い結果となっています。自転車は軽車両です。自転車による事故の多くは左側通行、一時停止を守ることにより防げるとい調査結果もあります。

また、就業途上の事故の中には、必ずしも本人に過失責任があるとはいえない事故もありますが、交通ルールを守ることはもちろん自らの体力などを過信することなく、そして周りに十二分に注意を払っていただきたいと思います。

（3）年齢・男女別状況

年齢別での事故状況は、「76～80歳」が34.0%と最も多く、次いで「71～75歳」が30.2%となっています。

また、男女別に見ると、85.0%は男性で、そのうち「71～75歳」および「76～80歳」の層が最も高い数値となっています。